

次第

第3期第8回豊島区子どもの権利委員会

日時：令和6年3月28日（木）午後5時30分から

場所：豊島区役所本庁舎9階 第2委員会室

1. 開 会

2. 答 申

(1) 豊島区子どもの権利推進計画の改定に関する答申について

3. 協 議

(1) 子どもの権利に関する普及・啓発の取組について

*令和5年度に実施した、子どもの権利に関する普及・啓発の取組の報告及び令和6年度の予定について

(2) 子どもの権利相談室開設後の状況について

*令和5年9月に開設した子どもの権利相談室の実績と令和6年度の予定について

4. 報 告

(1) 第4期豊島区子どもの権利委員会の運営について（案）

5. 閉 会

【配布資料】

資料1 豊島区子どもの権利に関する推進計画の改定について（答申）（案）

資料1-2 主な事業の主管課評価と子どもの権利委員会からの意見

資料1-3 主な事業の主管課評価（再調査）と子どもの権利委員会からの意見

資料2 令和5年度子どもの権利普及・啓発等の取組について

資料3 としま子どもの権利相談室の運営状況について

資料4 第4期豊島区子どもの権利委員会委員の運営について（案）

参考資料 第4回「としま子ども会議」実施報告書 令和5年度

資料1	令和6年3月28日
	第3期第8回 豊島区子どもの権利委員会

豊島区子どもの権利に関する推進計画の改定について（答申）

令和6年（2024年）3月

豊島区子どもの権利委員会

目 次

I 豊島区子どもの権利推進計画について

- | | | |
|---|----------------------------------|--------|
| 1 | 子どもの権利推進計画策定 | p 2 |
| 2 | 計画策定の経過 | p 2 |
| 3 | 豊島区子ども・若者総合計画における子どもの権利推進計画の位置づけ | p 2～3 |
| 4 | 豊島区子ども・若者総合計画の中での子どもの権利推進計画の主な項目 | p 3 |
| 5 | 子どもの権利推進計画の進捗状況の検証 | p 3～4 |
| 6 | 豊島区子ども・若者総合計画（子どもの権利推進計画）の改定について | p 4～11 |

II 子どもの権利に関する推進計画の改定に係る諮問の答申

- | | | |
|---|--------------------------|---------|
| 1 | 豊島区子どもの権利に関する推進計画の改定について | p 12～13 |
|---|--------------------------|---------|

III 資料編

- | | | |
|---|-----------------------|------|
| 1 | 第3期豊島区子どもの権利委員会への諮問書 | p 14 |
| 2 | 第3期豊島区子どもの権利委員会等の開催状況 | p 15 |
| 3 | 第3期豊島区子どもの権利委員会委員名簿 | p 16 |

別 紙

- 1 主な事業の主管課評価と子どもの権利委員会からの意見
- 2 主な事業の主管課評価（再調査）と子どもの権利委員会からの意見

I、子どもの権利推進計画について

1、子どもの権利推進計画策定

平成 18 年 4 月施行の「豊島区子どもの権利に関する条例」第 30 条に、「区は、子どもの権利に関する施策を、総合的に実行するために、次に掲げる事項について推進計画を策定しなければなりません」と定められています。

- (1) 保護者等に対する子どもの養育支援
- (2) 子どもの健やかな育ちに対する支援
- (3) この条例に関する情報の発信や啓発
- (4) この条例に関する学習の機会の確保
- (5) 地域等における子どもの社会参加活動の啓発
- (6) 子どもにかかわる施設等におけるこの条例に定められた子どもの権利の保障
- (7) 児童虐待についての理解の普及及び防止
- (8) 子どもの権利侵害に対する相談、援助及び救済体制の整備
- (9) 前各号に掲げるもののほか、子どもの権利にかかわる施策

2、計画策定の経過

平成 30 年 3 月の第 1 回子どもの権利委員会で区長より計画策定の諮問がされ、令和 2 年 2 月に子どもの権利委員会からの答申により、令和 2 年 4 月から豊島区子ども・若者総合計画と一体とした計画として策定されました。

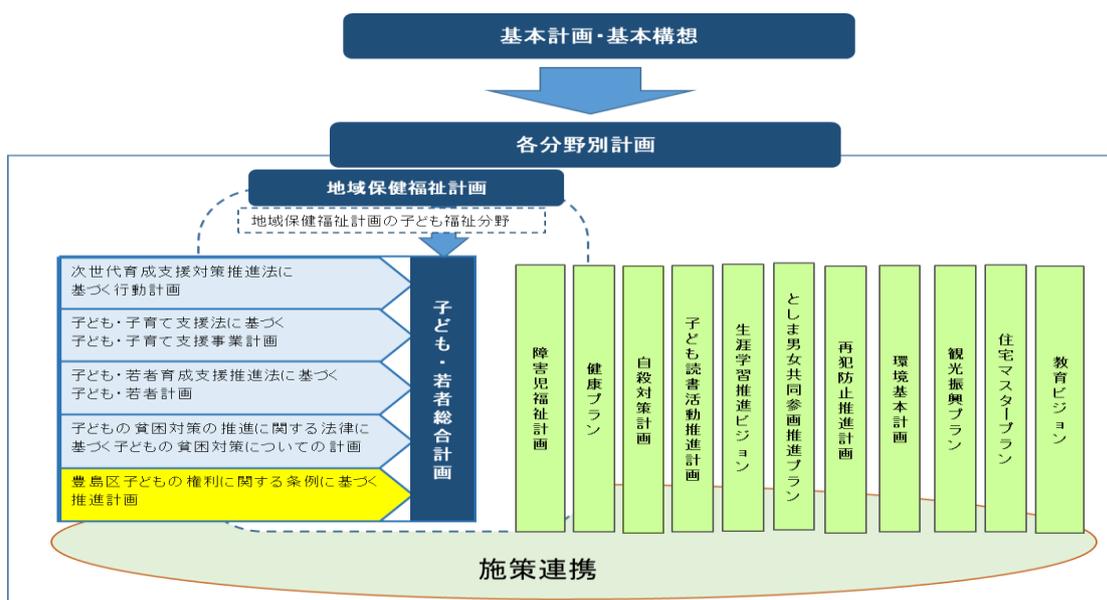
現在の子どもの権利推進計画の計画期間が令和 6 年度末に終了することに伴い、令和 4 年 6 月に区長より子どもの権利推進計画の改定について諮問があり、今期の子どもの権利委員会で検討を行いました。

3、豊島区子ども・若者総合計画における子どもの権利推進計画の位置づけ

豊島区基本計画の子ども若者福祉分野の計画として位置付けられており、且つ社会福祉法の規定に基づいて策定される「豊島区地域保健福祉計画」の子ども分野の計画として位置付けられている「豊島区子ども・若者総合計画」と一体として策定されています。

「豊島区子ども・若者総合計画」は子どもの権利推進計画のほか、複数の子どもの関する計画を包含した計画となっており、併せて、関連する計画と施策の連携をしています。

※関連計画との関係は次の図のとおり。



4、豊島区子ども・若者総合計画の中での子どもの権利推進計画の主な項目

子どもの権利の理念は子ども・若者総合計画により実施する全ての施策の基礎となるものでありますが、その中でも主な取組みとして、以下の取組の方向性に基づき具体的な事業を推進しています。

目標 I 「子どもの権利を尊重し、自分らしい育ちを支援する」

取組の方向性

- (1) 子どもの権利に関する理解促進
- (2) 子どもの意見表明・参加の促進
- (3) 子どもの居場所・活動の充実
- (4) 子どもの権利侵害の防止及び相談・救済

5、子どもの権利推進計画の進捗状況の検証

子どもの権利推進計画の取組は、子ども・若者総合計画の一部として豊島区青少年問題協議会で進捗状況に関する検証をしています。

子どもの権利委員会では、子どもの権利に関する条例に基づく計画及び施策の検証のため、子ども若者総合計画の、目標 I に属する事業について、令和3年度、令和4年度の実施状況の検証をいたしました。

- (1) 主な事業の主管課評価と委員の意見 ⇒別紙1

(2) 子どもの権利の視点での実施事業の再調査及び検証 ⇒別紙2

子どもの権利委員会では、令和3年度の実施状況について、「子どもに意見を聞いて事業の評価をしているか」「コロナ禍で実施状況はどうであったか。どのような工夫をして実施したのか」という視点で実施状況を再度調査し、検証をおこないました。

6、豊島区子ども・若者総合計画（子どもの権利推進計画）の改定について

(1) 計画改定の概要

①計画期間

改定後の次期計画（予定） 令和7年度～令和11年度までの5年間

②改定に向けた主な予定

○令和5年度

区民ニーズ調査、ヒアリング調査、調査結果の分析

○令和6年度

計画案の検討、計画事業の庁内調査、計画案の作成、パブリックコメントの実施、計画書の印刷

③計画案の策定を検討する会議体

検討組織	検討事項
青少年問題協議会	○豊島区子ども若者総合計画全体の検討
子どもの権利委員会	○子どもの権利推進に関する計画の検討
子ども・子育て会議	○子ども・子育て支援事業計画に関する検討

(2) 計画改定に向けた調査

① 区民ニーズ調査の概要

〔目的〕

下記を把握し、計画策定の基礎資料とする。

ア 計画策定に必要な、子育て家庭や子ども・若者の生活実態、子ども・若者及び、地域の子ども・若者・子育て家庭を支援する団体や、子ども施設職員の意識

イ「子ども・子育て支援事業計画」策定に必要な幼児教育・保育等の利用状況と利用意向

※子どもの権利推進計画に関する調査は①の部分となる

〔調査対象〕

ア 区民調査

	調査票種類		対象者	件数	H30 回収率
1	保護者	就学前児童保護者	0～5歳の子どもの保護者	1,500件	49.2
2		小学生保護者	6～11歳の子どもの保護者	1,500件	47.3
3		中学・高校生等保護者	12～17歳の子どもの保護者	1,500件	36.3
4	子ども 若者	小学校4～6年生	上記2の世帯の9～11歳の子ども本人	750件	37.2
5		中学生・高校生等	上記3の世帯の子ども本人	1,500件	30.3
6		若者	18歳～29歳の若者本人	1,500件	20.1
			合計	8,250件	36.7

※ 対象者は、住民基本台帳から無作為に抽出

イ 子ども施設職員・地域団体等調査

	調査票の種類	対象者	件数	H30 回収率
1	子ども施設職員	保育園、幼稚園、小中学校、子どもスキップ等の職員	300件	90.7
2	地域団体等	町会長、民生・児童委員、保護司、青少年育成委員等	350件	60.5
		合計	650件	74.5

〔調査項目の検討〕

平成30年度に実施した『豊島区子どもの実態・意識に関する調査』及び国から示される予定の子ども・子育て支援事業計画量の見込みの算出の手引きの内容等を踏まえ、調査項目を検討する。

〔調査方法〕

郵送による配布及び回収。WEB回答にも対応する。調査は11月頃を実施し、調査期間は2週間程度、回収締切1週間後にお礼状兼督促ハガキを送付する。

〔調査票の外国語対応〕

調査票については、英語、中国語、韓国語、やさしい日本語版を各数部ずつ用意し、希望者に子ども若者課窓口にて配布できるようにする。

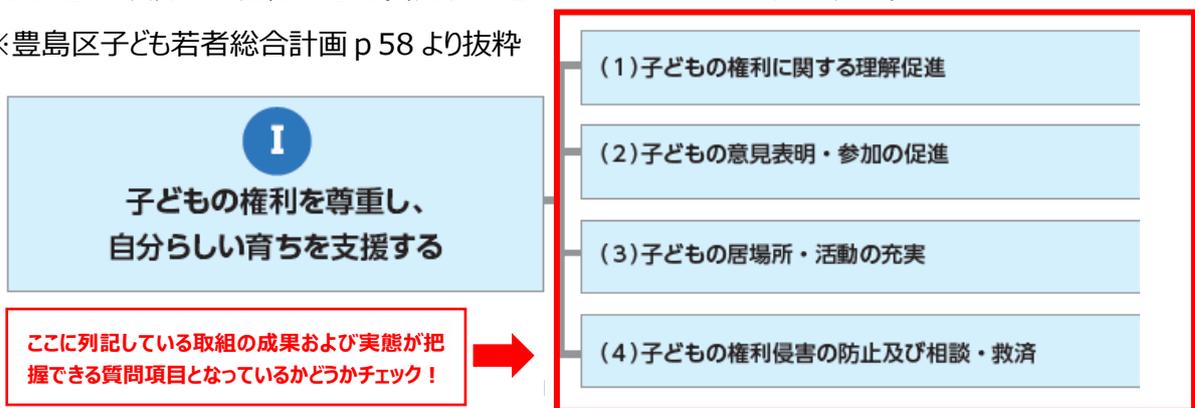
② ヒアリング調査

区職員等による、子ども施設での子どもに対するインタビューと、障害、不登校、性的マイノリティ（多様な性自認・性的指向の人々）外国ルーツ等の支援団体等での子ども・若者へのヒアリングを行う。

（3）子どもの権利委員会における検討内容

子どもの権利委員会では、「豊島区子ども若者総合計画」（令和2年～令和6年）の目標Ⅰに掲げている「子どもの権利を尊重し、自分らしい育ちを支援する」に紐づく「①子どもの権利に関する理解促進」「②子どもの意見表明・参加の促進」「③子どもの居場所・活動の充実」「④子どもの権利侵害の防止及び相談・救済」の取り組みの成果および実態が本調査で把握できる質問項目となっているかチェックする。

※豊島区子ども若者総合計画 p 58 より抜粋



① 子どもの権利委員会からの主な意見と調査票への反映状況

〔調査票全体について〕

子どもの権利委員会からの意見	調査票への反映状況
全体的に文字量が多い	平成 30 年度に実施した調査よりも質問数を減らし、ページ数も抑えて回答者の負担感を軽減した
アンケートの表題の文案が難しい。子ども向けのわかりやすい文章が望ましい	文章はできるだけ分かり易いことばに置きかえた
アンケートをする目的、アンケートに答えるメリットを示す。子どもだからこそ丁寧に説明する必要がある	アンケートの依頼文に調査の目的と、回答結果を施策に役立てていくことを記載した
回答率をあげるため、調査票のデザインを工夫したほうがいい	子どもの相談キャラクター「なやミミ」のイラストを載せ、回答する子

	子どもが興味を持つように工夫した
回答に必要な時間も明示する	回答時間の目安を表紙に表示した
回答の選択肢の言葉が設問ごとに違うので統一した方が回答しやすい	回答の選択肢をできるだけ統一し、リズムよく回答できるような工夫をした
自分の評価を聞くものについては、「よく分からない」という回答があってもいい。	選択肢に「わからない」を加えた

[子どもの権利に関する項目について]

子どもの権利委員会からの意見	調査票への反映状況
子どもの権利に関する条例を知らない人のために、条例を見られるURL等を入れたほうが良い	子どもの権利条例の質問欄に条例を紹介する区のホームページのQRコードを掲載した
保護者向けアンケートに「子どもの権利に関して知る場を設けてほしい」という選択肢を入れて、保護者からの要望はあるのかと問うてみるとよい	保護者向けアンケートの「子育て支援に関する施策や事業で望むこと」の回答選択肢に加えた
「何か決めるときに子どもの思いや考えを取り入れているか」という設問は子ども、大人ともに丁寧に聞くといい	保護者向けアンケート、子ども向け、若者向けアンケートともに設問に加えた
権利条例を知っているかどうかではなく、権利条例に対してどう考えているかという意識についての問があると良い	大切な7つの子どもの権利が守られていると思うかという質問を加えた

[その他]

子どもの権利委員会からの意見	調査票への反映状況
全ての保護者に共通で、子どものいじめに気が付いたかどうかの有無だけではなく、あった場合に何をしたかを聞いたほうが良い	いじめに気付いた際に対応したか、どう行動したかを記述する設問を加えた

(4) 区民アンケート調査結果（速報値、単純集計）

①回収率

調査票種類	対象者	配布数	回収数	回収率
就学前児童保護者	0～5歳保護者	1,500	816	54.4%
小学生保護者	小学1～3年生保護者	1,500	657	43.8%
	小学4～6年生保護者	750	281	37.5%
中高生保護者	中学生保護者	750	246	32.8%
	高校生保護者	750	209	27.9%
小中学生	小学4～6年生本人	750	213	28.4%
	中学生本人	750	180	24.0%
高校生	高校生本人	750	148	19.7%
若者	18～29歳若者	1,500	280	18.7%
地域団体等		350	220	62.9%
区施設職員		300	278	92.7%
計		8,900	3,258	36.6%

②前回の回収率との比較

	調査票種類	対象者	件数	H30 回収率	R5 回収率
1	保護者	就学前児童保護者	1,500件	49.2	54.4
2		小学生保護者	1,500件	47.3	43.8
3		中学・高校生等保護者	1,500件	36.3	30.3
4	子ども	小学校4～6年生	750件	37.2	28.4
5		中学生・高校生等	1,500件	30.3	21.9
6		若者	1,500件	20.1	18.7
		合計	8,250件	36.7	33.5

(5) 子どもの権利に関する質問の回答状況

※豊島区子ども・若者の実態・意識に関する調査結果より抜粋

《子どもの権利に関する条例の認知度》

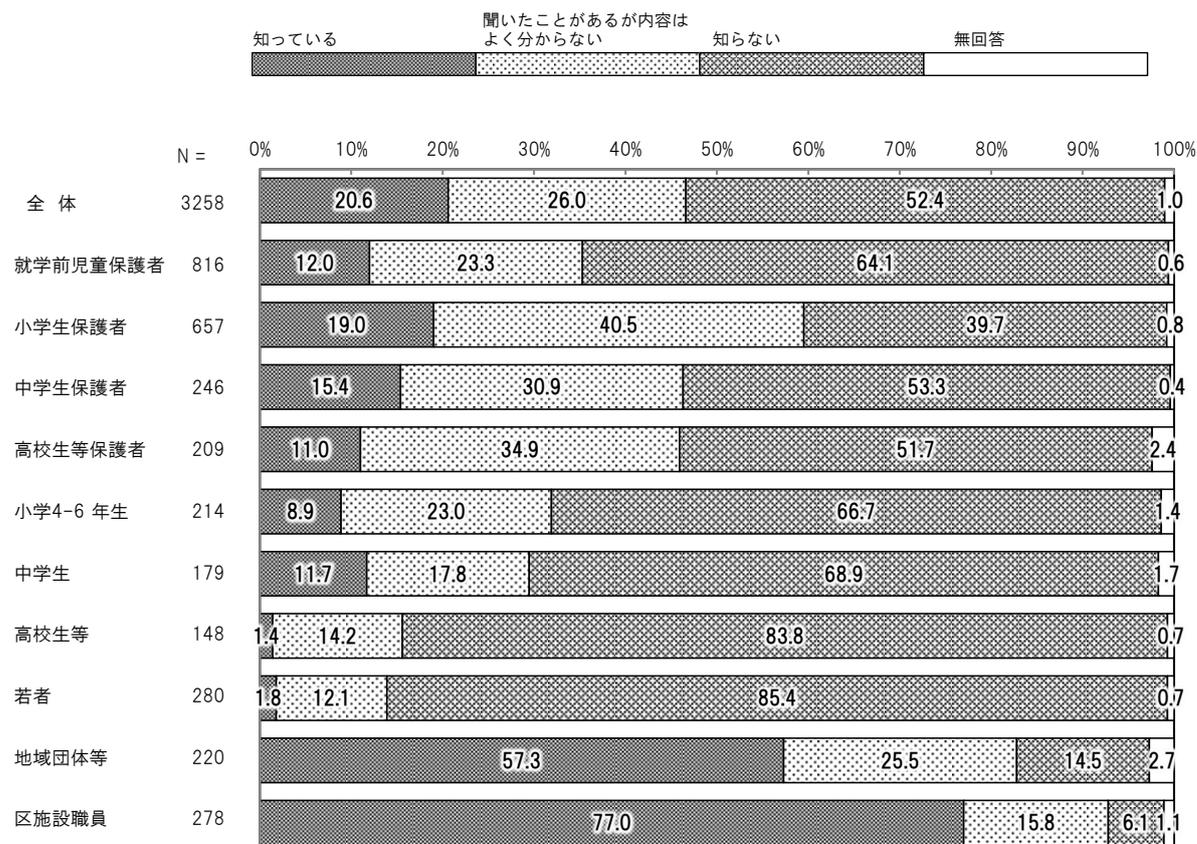
問い：『豊島区子どもの権利に関する条例』を知っていますか。

答え：

□全体は「知らない」が最も多く 52.4%、次いで「聞いたことがあるが内容はよく分からない」が 26.0%でした。

□小学生保護者は「聞いたことがあるが内容はよく分からない」が最も多く 40.5%、次いで「知らない」が 39.7%でした。

□就学前児童保護者、中学生保護者、高校生等保護者、小学4-6年生、中学生、高校生等、若者は「知らない」が最も多く、就学前児童保護者で 64.1%、中学生保護者で 53.3%、高校生等保護者で 51.7%、小学4-6年生で 66.7%、中学生で 68.9%、高校生等で 83.8%、若者で 85.4%で、地域団体等、区施設職員が「知っている」が最も多く、地域団体等で 57.3%、区施設職員で 77.0%でした。

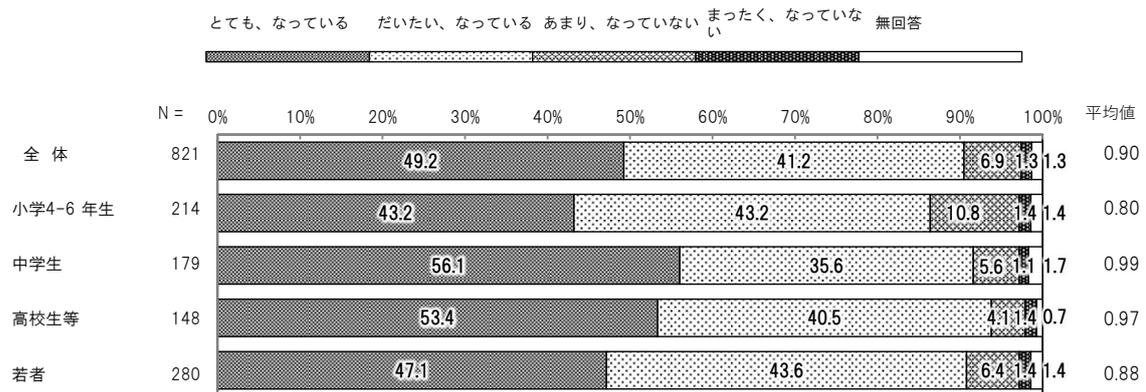


《子どもの意見表明》

問い：家で何かを決めるとき、あなたは意見を言えるようになっていきますか。

答え：

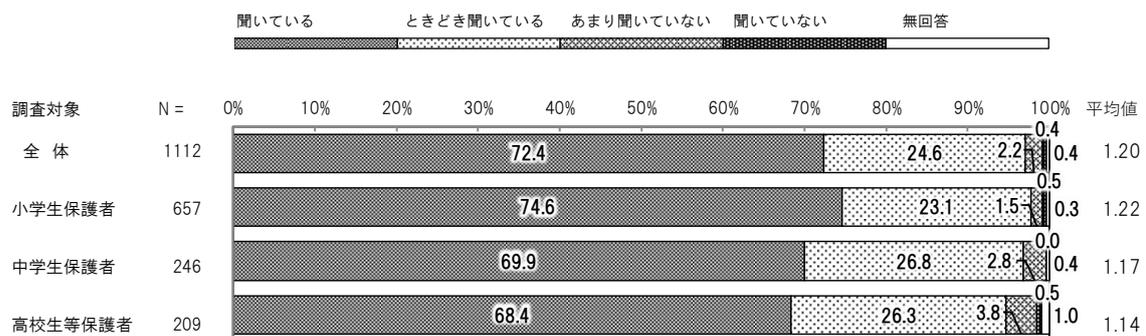
□すべての対象で、「とても、なっている」「だいたい、なっている」の合計が「あまり、なっていない」「まったく、なっていない」の合計より多く、最も低い小学 4-6 年生で 86.4%、最も高い高校生等で 93.9%でした。



問い：あなたは、ふだん家で子どもの話をよく聞いていますか。

答え：

□「聞いている」「ときどき聞いている」の合計が、小学生保護者で 97.7%、中学生保護者で 96.7%、高校生等保護者で 94.7%でした。



(6) 調査結果に対する権利委員会の意見

【子どもの権利に関する理解促進について】

- ・子どもの権利条例の認知が低いところは周知について今後も努力していく必要がある。
- ・「相談窓口を利用したくない」という回答の減少やアシスとしまの認知度が高くなっている。この間の豊島区の権利に関する取組が非常に効果があったということである。引き続き継続していく必要がある。
- ・権利相談室は知らなくてもアシスとしまの活動が子どもに浸透しつつあるのは評価できる。
- ・権利条例について、子どもの認知度が上がっている。小学校で人権の出張授業を行っているが、どの学年で行うのが適切なのかを考える必要がある。
低学年から意識を持たせていくことも重要。
- ・前回と比べてアンケートの回収率が下がっているのは、小学生にとって量が多いとか面倒など原因があったのか。アンケートのやり方についてももう少し考慮が必要であった。

【意見表明・参加の促進について】

- ・意見を言えるようになったということはとても大事で、言えているのだと思えるのは強い力である。反面、どういう属性において意見が言えていないのかに注目したい。
- ・地域の行事への参加について、中高校生が参加できる催しを考える必要がある。
- ・「子どもたちの権利が保障されている」かについて、地域団体の方は権利条例の理念がわかっているので、子どもの権利を保障する大事なところが足りていないとみていることが結果になっている。
今後、区がどうしていくのか地域団体の評価がキーポイントになると思う。

Ⅱ 子どもの権利に関する推進計画の改定に係る諮問に対する答申

1、豊島区子どもの権利に関する推進計画の改定について

現行の子どもの権利に関する推進計画の実施状況の検証及び、計画改定のための区民調査の結果等を踏まえ、次期計画において、子どもの権利の理念を基本とする計画をさらに推進していくため、以下のとおり答申する。

(1) 子どもの権利に関する理解促進

- ① 子どもの権利の普及・啓発には、子どもに効果的に伝わる方法による周知を検討する必要がある。アニメーションや映像などの方法も検討すること。
- ② 保護者や先生への周知方法として、学校が実施する道徳授業や公開講座など、学校と連携した啓発の機会を検討すること。
- ③ 子どもの権利に対する大人の意識として、権利を主張することがわがままになるという考えが未だに根強くあるが、「子どもの権利」はわがままではなく人として生きていくうえで非常に大切であるというメッセージを計画の中で伝えていくこと。

(2) 子どもの意見表明・参加の促進について

- ① 「意見表明」は言葉が出せる人だけではなく、意見が言いたくても言える状況にない、または言葉以外の方法で自分の意見を表現していることもあることに気づき、受け止め、その意見を尊重すること。意見が通ることが目的ではなく、自分の意見に気づいて受け止めてもらえ、自分の存在が認められ、互いに理解しあえる環境の構築を図ること。
- ② 学校のルールづくりなどに子どもたちが主体性を持って取り組み、認められる環境づくりを充実させ、子どもたちの思いや考えを表出させる場所づくりをすること。

(3) 子どもの居場所・活動の充実について

- ① 小中学校ともに課題となっている不登校の問題がある。遊び場だけでなく、不登校の子のための居場所づくりを検討すること。

(4) 子どもの権利侵害の防止及び相談・救済について

- ① コロナ禍で子どもの相談のあり方も変化している。子どもを取り巻く環境の変化に迅速に対応する体制をつくること。
- ② 権利相談室とアシスとしまの連携により豊島区独自の権利擁護の取組体制を見えるようにすること
- ③ 権利相談室において、アウトリーチ型の相談や連携方法の整備を深めること。メディアの活用法の変化を都度取り入れ、相談室の運営体制に反映させること。

(5) 子どもの権利推進全体について

- ① 地域と連携し、孤立せずに地域や社会とつながることが子どもの権利であるという視点を取り入れた計画とすること。
- ② 地域団体は子どもたちとの重要な窓口である。地域の思いのある大人をつなげて、共同でいろいろな取組が進められるように図ること。

Ⅲ資料

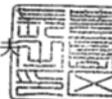
1. 第3期豊島区子どもの権利委員会への諮問書

4豊子子発第132号

令和4年6月3日

豊島区子どもの権利委員会会長 様

豊島区長 高野 之木



豊島区子ども・若者総合計画と一体として進めている「豊島区子どもの権利に関する条例に基づく推進計画」の改定に係る諮問について

豊島区子ども・若者総合計画と一体として進めている「豊島区子どもの権利に関する条例に基づく推進計画」の改定について、貴委員会において専門的かつ幅広い見地からご検討いただきたく、豊島区子どもの権利に関する条例第32条の規定に基づき諮問いたします。

2. 第3期豊島区子どもの権利委員会の開催状況

会議名	日時	主な審議等の内容
第1回豊島区 子どもの権利委員会	令和4年6月3日 (金) 14:00から	<ul style="list-style-type: none"> ・会長、副会長の選任 ・諮問について ・第3期豊島区子どもの権利委員会の運営について ・「豊島区子どもの権利に関する条例」に関する区の取組について
第2回豊島区 子どもの権利委員会	令和4年9月7日 (水) 18:00から	<ul style="list-style-type: none"> ・「豊島区子ども・若者総合計画」(令和2～6年度)令和3年度実施状況について
第3回豊島区 子どもの権利委員会	令和4年12月27日 (火) 14:00から	<ul style="list-style-type: none"> ・「子どもの権利」について ・子どもの権利保障に関する施策の検証 ・豊島区児童相談所の設置に伴う子どもの権利擁護の仕組みについて
第4回豊島区 子どもの権利委員会	令和5年3月24日 (金) 14:00から	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの権利保障に関する施策の検証 ・「(仮称)としま子どもの権利擁護センター」の開設について
第5回豊島区 子どもの権利委員会	令和5年7月24日 (月) 15:30から	<ul style="list-style-type: none"> ・「豊島区子ども・若者総合計画」改定に係る子どもの実態・意識に関する質問項目の検討
第6回豊島区 子どもの権利委員会	令和5年9月15日 (金) 10:00から	<ul style="list-style-type: none"> ・「豊島区子ども・若者総合計画」改定に係る子どもの実態・意識に関する調査項目の検討
第7回豊島区 子どもの権利委員会	令和6年2月29日 (木) 18:30から	<ul style="list-style-type: none"> ・「豊島区子ども・若者総合計画」改定に係る子どもの実態・意識に関する調査の結果 ・子どもの権利推進計画実施状況について
第8回豊島区 子どもの権利委員会	令和6年3月28日 (木) 17:30から	<ul style="list-style-type: none"> ・答申 ・第4期豊島区子どもの権利委員会委員の運営について(案)

3. 第3期豊島区子どもの権利委員会委員名簿

氏名	主な経歴	備考
南野 奈津子	東洋大学 教授	委員長
内田 塔子	子どもの権利条約総合研究所 事務局長	副委員長
山下 敏雅	弁護士	
佐賀 豪	弁護士	
加藤 優子	臨床心理士	
高田 慶子	民生委員・児童委員協議会	
山本 道子	青少年育成委員会連合会副会長	
豊田 雅子	公募区民委員	
臼井 祐一	公募区民委員	
間嶋 健	巣鴨小学校校長	委員任期 R4. 4. 1～R5. 3. 31
北澤 弘幸	巣鴨小学校校長	委員任期 R5. 4. 1～R6. 3. 31

【「第3期豊島区子どもの権利委員会」議事要旨の掲載ホームページアドレス】

○令和4年度開催実績（第1回～第4回）

【掲載先】 <https://www.city.toshima.lg.jp/229/2209261923.html>

○令和5年度開催実績（第5回～第8回）

【掲載先】（現在準備中）



豊島区子どもの権利に関する推進計画の改定について（答申）

令和6年（2024年）3月

豊島区子どもの権利委員会

【事務局】豊島区子ども家庭部子ども若者課（管理・計画G）

〒171-8422 豊島区南池袋 2-45-1

電話：03-4566-2471 FAX：03-3980-5042

主な事業の主管課評価と子どもの権利委員会からの意見

○子どもの意見表明・参加の促進

重点事業			
事業名	事業目標	事業内容	
⑥ 新規 としま子ども会議の開催	子どもの区政への参加と意見表明の機会を提供します。	「子どもの権利に関する条例」に基づく「としま子ども会議」として、区内の小中学生が、区政に関するテーマについて話し合い、意見をまとめて区長や区職員等に発表します。区は子どもの意見を聞き、施策に反映するよう努めます。	
	目標	現状値(令和元年度)	目標値(令和6年度)
担当課	子ども若者課	①参加者数 ②提案採択数	実施に向けて検討中 ①30人 ②1件

実施状況			令和4年度以降の 取組の方向性
令和3年度			
実績	取組内容	主管課評価	
①16人 ②0件	会議6回、意見発表会1回を開催した。コロナ対策を講じた上で、対面でのワークショップ形式で実施した。ファシリテーターとして、テーマに関係する部署の若手職員に参加してもらうことで議論をふかめることができた。	B	区立小中学校、区内高等学校の児童・生徒向けに募集用チラシを配布し、事業の広報・周知に努めるとともに、定員の拡大を図る。 引き続き、関係部署の職員をファシリテーターに迎え、活発な話し合いができるようにアシストしていく。

【子どもの権利委員会からの意見】

- ・内容が子どもの権利にどのようにリンクしているのかを検証項目として挙げているとよい。
- ・意見表明や参加は、子どもたちにとって一番大事なところだと思う。「子どもの意見表明権がきちんと保障されている豊島区になっているのか。」という、大事なことだけでも子どもたちがどう感じているのかを子どもたちに聞いたうえで、大人たちの評価としてやるという形にできることが一番望ましい。
- ・豊島区の事業に対して子どもたちが自分たちの意見を聞いてもらえているかを何らかの形で、こちらが受け止めることができる仕組みづくりも今後の課題として必要。
- ・参加の意味とか目的を子どもにわかりやすく事前に説明するのは必須である。そのうえで話をしたあとに、話し合った内容を、次にどう活かしたかまでを含んで子どもの参加である。
- ・評価をするにあたって子どもの評価を聞いているのかという視点が本当に大事である。これからどれくらいそれができるのか、できる限り求めたいと思う。

・計画の評価検証をするときに可能な限り子どもの意見を反映させていく、子どもの意見を踏まえて評価していくことが求められる。

○子どもの権利侵害の防止及び相談・救済

重点事業		事業名	事業目標	事業内容	
③〇	いじめ防止対策推進事業		児童・生徒が安心して学校生活を送れるよう、いじめの発生防止や早期発見を図ります。	①保護者・学校・地域・関係機関からなるいじめ問題対策委員会を開催します。 ②児童・生徒に対していじめ実態調査を年3回実施し、定期的な実態把握を行います。 ③心理検査を実施し、個々の行動面や心情面から分析を行うとともに、職層に応じた教員研修を毎年実施し、いじめの早期発見に役立てます。	
				目標	現状値(平成30年度)
担当課	指導課		①いじめの解消率 ②いじめ防止のための教員の研修の実施	①小学校 93.5% 中学校 90.2% ②職層に応じ、年3回実施	①小学校 100% 中学校 100% ②職層に応じ、年3回実施
		①小学校 81.5% 中学校 78.1% ②職層に応じ年3回実施	<ul style="list-style-type: none"> ・心理検査を区立小学校3年生～区立中学校3年生を対象に年2回実施した。 ・学識経験者、保護者、学校、地域、関係機関からなるいじめ防止対策委員会の開催【年3回】をした。 ・学識経験者、弁護士、心理士、福祉の専門知識を有する者等で構成するいじめ調査委員会の開催【年1回】をした。 ・教員研修の実施(3回)をした。 ・「校内心のケア委員会」を全校に設置、アンケートに基づき教職員による全児童・生徒との面談実施(3回)をした。 	B	学校経営や学級経営の根本として、年度当初から、全教職員の共通の意識を高め、いじめを、「しない させない 見逃さない」体制づくりを推進する。 子どもスキップや家庭・地域においても、学校と一体的にいじめ対策を推進できる体制づくりを推進する。

【子どもの権利委員会からの意見】

・豊島区の教育委員会のいじめ防止対策委員会の委員で、年に何回か報告を受けている。
豊島区はいじめの発見が早い。うまく工夫をして地域とも連携をとって早期に解決していて、さらにどうすればよいか議論をしている。子どもの権利の観点からさらにプラスするならば、子どもが主体的にいじめ問題を解決する仕組みづくりが必要で、実際は豊島区もそういう意識でやっていると思う。

重点事業			
事業名	事業目標	事業内容	
②9 子ども虐待防止ネットワーク事業	児童虐待の予防及び重篤化の防止を図ります。	①児童虐待の予防・防止に関するネットワークの重層的整備を図ります。 ②児童問題に関する各関係機関相互の調整とケース管理を行います。 ③マニュアル等を教材とした職員研修の充実を図ります。	
	目標	現状値(平成30年度)	目標値(令和6年度)
担当課	子育て支援課	①虐待防止ネットワーク研修開催数 ②出張講座開催数	①2回(毎年度回数を維持) ②30回

令和3年度			令和4年度以降の
実績	取組内容	主管課評価	取組の方向性
①1回 ②44回	①ネットワーク研修を ZOOM で行うことにより、1回目は実施した。2回目はコロナが急増した時期と重なり実施できなかった。 ②前年度に引き続き、関係機関職員向け事例等を用いた児童虐待防止勉強会を密にならない環境で実施した。	B	引き続き、関係機関に児童虐待予防の取り組みを周知し、虐待の早期発見、早期対応につなげる。ヤングケアラーの周知についても追加していく。

【子どもの権利委員会からの意見】

・子ども虐待防止ネットワーク事業の令和4年度以降の取組の方向性で要支援家庭の支援を行っていくとあるが、例えば、そこに子どもが話しやすい環境を確保して子どもの話を聞いていく、子どもが話をしにくい場合には意見表明を支援する人を配置するなどして、子どもの思いを聞き反映させていくという視点もあると良い。

別紙 2

主な事業の主管課評価（再調査）と子どもの権利委員会からの意見

目標 子どもの権利を尊重し、自分らしい育ちを支援する

① 子どもの権利に関する理解促進

事業No.	事業名	事業目標	事業内容			
1	「子どもの権利」の理解の普及・啓発	子どもの権利に関する条例の普及を図ります。	小学生用リーフレットやマンガ版リーフレット、妊産婦向け小冊子など、対象に合わせてわかりやすい広報資料を作成し、学校や子どもに関わる施設等に配布します。			
		目標	現状値(令和元年度)	令和2年度実績	令和3年度実績	目標値(令和6年度)
担当課	子ども若者課	普及啓発媒体の種類	リーフレット2種類(一般用・中高生)で広報を実施	新たに「豊島区子どもの権利に関する条例」学習パンフレットを作成し、小学校4～6生に配布	既存のリーフレット2種類を各校に配付するとともに、新たにマンガ版パンフレットを作成した。	・リーフレット等を増やす(小学生・マンガ版、妊産婦向け小冊子等) ・動画等を作成

子どもの権利保障に関する項目についての取組

<p>(1) 事業を実施するにあたって、子どもたちの意見や思いをどのように取り入れているか。</p> <p>(2) 子どもたちの意見や思いを事業に反映しているか。</p>	<p>(1) 1人でも多くの子どもへ事業を知ってもらうため、広報・周知についてどのように取り組んでいるか。</p> <p>(2) 実際に子どもたちが事業に参加もしくは利用してもらうために、広報・周知について工夫をしている点。</p>	<p>(1) 新型コロナウイルス感染症の影響下等で、子どもの権利保障において大切な「体験・学習の機会」や「相談・居場所の確保」等、事業の継続に支障をきたした点。</p> <p>(2) また、それを改善するために工夫して取り組んだ点や特に力を入れたこと。</p>
<p>(1) 「豊島こども大学」等、子どもの権利に関する事業に参加した子どもたちや、中高生センタージャンプの利用者等から意見等を聴取している。このことを通じて、対象者の年齢に合わせたわかりやすく親しみのある広報媒体を制作することに活かしている。</p> <p>(2) 子どもの権利に関する条例のパンフレットについて、子どもからの意見や提案を反映し従来のものから「マンガ版」のパンフレットにリニューアルした。今後も、どのような手法で行うことが適切か、「としま子ども会議」の参加者にアンケートをとったり、中高生センタージャンプの利用者に聞き取りを行う等することで、子どもたちの意見や思いを踏まえながら広報媒体を制作していく。</p>	<p>(1) 子どもの権利に関する条例が、子どもたちに広く浸透するように、保育園等の子どもに関わる施設に広報媒体を配布している。また、小学校1年生に毎年子どもの権利に関する条例のパンフレットを配布し、また中学校1年生に上がるタイミングで子どもの権利に関する条例周知用カードを配布している。</p> <p>(2) 小学校4～6年生には子どもの権利に関する「学習パンフレット」を配布し、学校での授業等の活用してもらう等、教育委員会と連携し取り組んでいる。学習パンフレットには区の相談窓口の連絡先も入れているため、「子どもの権利」について知るだけでなく、実際に困ったことや悩み等があったら、子どもたちがためらわずに区の相談窓口等を活用できるようになるまでフォローしている。</p>	<p>(1) 子どもの権利に関する条例のパンフレット等は学校を通じて子どもたちに直接配布しているが、外出自粛等により、子どもに関わる施設に赴いて、子どもの権利に関する条例の広報媒体を閲覧することが困難な状況が引き続き想定される。</p> <p>(2) パンフレット等の広報媒体については、子どもに関わる施設等に赴かずともインターネット上で閲覧できるように区HPに掲載するようにした。今後は、インターネット上で閲覧できる「子どもの権利」に関するコンテンツを充実させるべく、周知用の動画等を制作する等、普及・啓発活動についてさらなる工夫を加えていく。</p>

【子どもの権利委員会からの意見】

・区から「リーフレットを配った、広報紙に載せた。」という一方通行になってしまっているが、子どもたちと地域の方と区とが一体となって小さなことから情報発信にトライすることで、他の人も「自分もやってみたい。」と広がっていく形になる。

・普及啓発と言っても、授業やパンフレットで教えるのは片手落ちではないか。具体的な活動をしながら、子どもだけでなく大人も子どもの権利について理解していかななくてはならない。

・子どもは、行使する権利があるだけであって、それを守るのはやはり大人側で、大人に対する普及啓発活動がこの中で明確に書かれていないところに問題があるかと思う。

事業No.	事業名	事業目標		事業内容		
4	学校における「子どもの権利」に関する学習機会の確保	学校での子どもの権利の学習機会を確保します。		「子どもの権利に関する条例」の学校での活用事例集を作成し、学校での活用を推進します。また、講師派遣や民間団体等の学習プログラムなどの子どもの権利を学ぶメニューを作成し、モデル校で順次実施し、子どもの権利の普及啓発を推進します。		
		目標	現状値(令和元年度)	令和2年度実績	令和3年度実績	目標値(令和6年度)
担当課	子ども若者課 指導課	実施校数	—	0校	1校	毎年度小学校2校、中学校1校で継続実施

子どもの権利保障に関する項目についての取組

<p>(1) 事業を実施するにあたって、子どもたちからの意見や思いをどのように取り入れているか。</p> <p>(2) 子どもたちの意見や思いを事業に反映しているか。</p>	<p>(1) 1人でも多く子どもへ事業を知ってもらうため、広報・周知についてどのように取り組んでいるか。</p> <p>(2) 実際に子どもたちが事業に参加もしくは利用してもらうために、広報・周知について工夫をしている点。</p>	<p>(1) 新型コロナウイルス感染症の影響下等で、子どもの権利保障において大切な「体験・学習の機会」や「相談・居場所の確保」等、事業の継続に支障をきたしたこと。</p> <p>(2) また、それを改善するために工夫して取り組んだ点や特に力を入れたこと。</p>
<p>(1) 学校における「子どもの権利学習プログラム」については、普段子どもと接している学校の先生を通じてクラスの状況や子どもたちが望む内容を事前に聞き取るようにしている。(子ども若者課) 子どもの権利に関する指導を各校の教育課程に必ず位置付け、授業を実施した。授業の中で、子どもの権利の四つの柱について指導を行い、自分たちの権利について学んだことを発表させる等の活動を取り入れ、授業改善を図った。(指導課)</p> <p>(2) 「学習プログラム」の内容については、学校の先生を通じて得た子どもたちの要望等を講師に共有し、実施するクラスに合った内容となるよう工夫している。(子ども若者課) 各校では外部講師を招聘した授業を行い、意見交換しやすくするために、ワークショップ形式の授業を行う等の工夫を行った。(指導課)</p>	<p>(1) 学校における「学習プログラム」について、毎年度小・中学校の校長会で周知している。(子ども若者課) 子どもの権利について学ぶ授業について、事前もしくは事後に、学校だよりや学年だより等で保護者にも周知を図り、家庭で話題にするよう呼びかけた。(指導課)</p> <p>(2) 「学習プログラム」を実施した後に、「学習プログラムを実施して子どもたちにどのような変化があったか」「子どもの権利について理解促進されたか。」等のことを事例紹介として各学校で紹介することで利用促進につなげていく。(子ども若者課) 子どもたちの生活実態に応じて、興味関心に高い授業テーマを設定する等、生活に関連付けた授業内容となるよう工夫した。(指導課)</p>	<p>(1) 新型コロナの感染拡大を危惧し、実施を希望しにくい状況にあった。(子ども若者課) コロナで学級閉鎖等になった学級においてもタブレットによるオンライン学習を実施し、子どもの学びの保障に努めた(指導課)</p> <p>(2) 密を回避するため、体育館で実施することや定期的に換気を行うなど、感染対策を講じて実施している。また、実施方法について参集しなくても、オンライン形式でもできるように検討している。(子ども若者課) オンライン学習を行う際には、一方的な教師の説明に終始することがないよう、子ども同士の対話の時間を設ける等の工夫を行った。(指導課)</p>

【子どもの権利委員会からの意見】

・権利学習プログラムを今年度は複数の小学校に私が出向き実施している。子どもたちからの反応も良く、私自身楽しくやっている。これから実施校数を増やすにあたり、まだ中学校でやっていないことと、現時点で、この授業は一方的に私が話すことが中心となっている。その時に担任の先生も聞いてくださっているのので、子どもたちが主体的に考えて発信できる授業を、私の話を理解した担任の先生とタイアップをして、もう一つ別の授業としてできないかなと考えている。

② 子どもの意見表明・参加の促進

事業No.	事業名	事業目標		事業内容		
6	としま子ども会議の開催	子どもの区政への参加と意見表明の機会を提供します。		「子どもの権利に関する条例」に基づき「としま子ども会議」として、区内の小中高校生が、区政に関するテーマについて話し合い、意見をまとめて区長や区職員等に発表します。区は子どもの意見を聞き、施策に反映するよう努めます。		
		目標	現状値(令和元年度)	令和2年度実績	令和3年度実績	目標値(令和6年度)
担当課	子ども若者課	①参加者数 ②提案採択数	①実施に向けて検討中 ②実施に向けて検討中	①4人 ②0件	①16人 ②0件	①30人 ②1件

子どもの権利保障に関する項目についての取組

<p>(1) 事業を実施するにあたって、子どもたちからの意見や思いをどのように取り入れているか。</p> <p>(2) 子どもたちの意見や思いを事業に反映しているか。</p>	<p>(1) 1人でも多くの子どもへ事業を知ってもらうため、広報・周知についてどのように取り組んでいるか。</p> <p>(2) 実際に子どもたちが事業に参加もしくは利用してもらうために、広報・周知について工夫している点。</p>	<p>(1) 新型コロナウイルス感染症の影響下等で、子どもの権利保障において大切な「体験・学習の機会」や「相談・居場所の確保」等、事業の継続に支障をきたした点。</p> <p>(2) また、それを改善するために工夫して取り組んだ点や特に力を入れたこと。</p>
<p>(1) 子どもたち自身が区政に関わるテーマを決めて、実現したいことを考え、その結果を直接区長や副区長、教育長、区議会議長、また発表内容に関係する所管課の管理職に向けて意見発表している。</p> <p>(2) 各チームにはテーマに関連する部署の職員ファシリテーターが付き、子どもたち自身が話を聞いてみたい関連部署とのヒアリング会を実施したり、調べ学習の支援などを行い、子ども自身の思いが伝わる発表資料づくりをサポートしている。また、子どもからの意見は区の施策に反映するように努める。</p>	<p>(1) 広報としま、HPへの掲載に加えて、区立小中学校・区内私立中学高等学校・区内都立高校の児童・生徒向けに募集用チラシを配付している。</p> <p>(2) 対象に合わせて、小学生用と中学生以上用の2種類のチラシを用意している。区立小中学校については、対象学年の全児童・生徒にチラシを配布して周知徹底を図るとともに、私立中学高校や都立高校には、個別に趣旨説明を行っている。また、会議開催後には発表内容や参加した子ども達からの感想等を紹介した「報告書」を作成し、HPに掲載することで多くの子どもたちに興味関心を持ってもらえるよう工夫している。</p>	<p>(1) 令和2年度はオンライン開催としたが、令和3年度以降は感染症対策をしっかりと行っうえで、対面開催としている。</p> <p>(2) 実施の際は、十分な広さの会場を用意し、換気、検温、手指の消毒、マスク着用を徹底した。</p>

【子どもの権利委員会からの意見】

- ・としま子ども会議は、子どもたちにとって自分の権利や意見表明を実感できる大切な場になっていることを実感した。
- ・事業の評価のときに、数値や開催回も大事であるが、子どもたちひとりひとりに響いているという成果を書きいただきたい。それが、数字には出ない子どもたちの変化を私たち大人の側がきちんとキャッチして、豊島区は取り組んでいるということ、変わってきているということに繋がると良いと思う。
- ・としま子ども会議も子どもの参加促進とあるが、子どもは「参加しないといけないのか。」という義務感を感じることもある。むしろ、参加の支援という形で、参加できる環境をどう作っていくかの支援体制を作ることが大事だと思う。

・意見表明権よりも「ヒア・バイ・ライト」といって、「意見を聞いてもらえる権利」という言葉もあり、そのほうがしっくりくると思う。意見を言わないことも子どもの権利であり、意見を言いたいときには言えるという機会を確保するというこの観点がもう少し出て欲しいという意味で、「参加の促進」というよりも「参加の支援」というふうに、言葉を変えられると良いと思う。

・私たちのような年齢が離れている人に子どもたちが意見を言うのは難しいと思うので、大学生や若い人が意見を聴取する側になる制度はあるといい。

・病気で外に出られない子や、ヤングケアラーの子、そういう子たちために、配付しているタブレットを活用し、子どもがいつでも言いたいときに意見を言えるような環境を作れるとよい。

③ 子どもの居場所・活動の充実

事業No.	事業名	事業目標		事業内容		
11	中学生センターの運営	中学生の放課後の居場所を提供し、自主的な活動を支援します。		中学生等が音楽、スポーツ活動、友だちの語りや情報交換などを行う場として中学生センターを運営し、自主的な活動や社会参加等を支援します。また、中学生の心身が傷つけないよう、関係諸機関や団体と連携して、その予防や早期発見に努めています。		
		目標	現状値(令和元年度)	令和2年度実績	令和3年度実績	目標値(令和6年度)
担当課	子ども若者課	①登録者数 ②延べ利用者数	①1,980人 ②26,896人	①1,649人 ②18,762人	①1,893人 ②24,854人	①2,000人 ②30,000人

子どもの権利保障に関する項目についての取組

<p>(1) 事業を実施するにあたって、子どもたちからの意見や思いをどのように取り入れているか。</p> <p>(2) 子どもたちの意見や思いを事業に反映しているか。</p>	<p>(1) 1人でも多くの子どもへ事業を知ってもらうため、広報・周知についてどのように取り組んでいるか。</p> <p>(2) 実際に子どもたちが事業に参加もしくは利用してもらうために、広報・周知について工夫をしている点。</p>	<p>(1) 新型コロナウイルス感染症の影響下等で、子どもの権利保障において大切な「体験・学習の機会」や「相談・居場所の確保」等、事業の継続に支障をきたした点。</p> <p>(2) また、それを改善するために工夫して取り組んだ点や特に力を入れたこと。</p>
<p>(1) 日常の様子や関わりの中から、中学生の興味を察知し、「やってみたい」を引き出すよう取り組んでいる。</p> <p>(2) ゲーム大会やライブイベント、映像制作等、中学生の思いを自主的な活動に繋げ支援している。</p>	<p>(1) ジャンプは「中学生のやってみたい」を応援していると、月のお知らせ等に提示。日常的にも声掛けをしている。相談事業についてはお知らせ、SNS、カードやパンフレット配布等にて相談窓口を紹介。職員は何か困ったことがあったら話せる関係づくりを目指している。</p> <p>(2) 時代は変わってもやはり口コミや学校等でのつながりからジャンプへつながることが多いので、来館者がまた来ようと思える関係づくりを意識している。</p>	<p>(1) イベントの開催が困難となり、中止したものも多い。実施するためには内容や規模に大きな変更が必要となった。</p> <p>(2) 令和2年度はスペースが確保できる体育館を借用してのライブイベントを開催するなど。今年度は対策を取りながら、おまつり形式のイベントを開催した。これまで活動できない期間が続いたため、今年度は周年行事を兼ねた初の地域一体型イベントを館内外で実施。</p>

【子どもの権利委員会からの意見】

・民生委員で児童福祉部会をやっており、各学校の実情を出し合うと、中学生の不登校が多

いことに驚いている。そういう子たちが、ジャンプのようなところがあって、自由に来られるということになればとても助かるのではないかなと思う。子ども達にとって、学校の中の施設では、言いたいことを自由に言うということは難しいと思う。ジャンプ、スキップといった学校から離れた施設だからこそ本音が言えるということもあるかと思います。

④ 子どもの権利侵害の防止及び相談・救済

事業No.	事業名	事業目標		事業内容		
38	「子どもの権利擁護センター(仮称)」の設置	子どもの権利侵害を予防、救済します。		虐待やいじめ、不登校、ひきこもり、多様な性自認・性的指向の人々、外国人など、子ども自身からの相談に応じるために、子どもの権利擁護委員を配置した子どもの権利擁護センターを設置・運営します。		
		目標	現状値(令和元年度)	令和2年度実績	令和3年度実績	目標値(令和6年度)
担当課	子ども若者課	①設置 ②相談件数	①設置に向けて検討中 ②設置に向けて検討中	①設置に向け検討 ②-	①設置に向け検討 ②-	①令和4年度中に開設 ②50件

子どもの権利保障に関する項目についての取組

<p>(1) 事業を実施するにあたって、子どもたちからの意見や思いをどのように取り入れているか。</p> <p>(2) 子どもたちの意見や思いを事業に反映しているか。</p>	<p>(1) 1人でも多くの子どもへ事業を知ってもらうため、広報・周知についてどのように取り組んでいるか。</p> <p>(2) 実際に子どもたちが事業に参加もしくは利用してもらうために、広報・周知について工夫をしている点。</p>	<p>(1) 新型コロナウイルス感染症の影響下等で、子どもの権利保障において大切な「体験・学習の機会」や「相談・居場所の確保」等、事業の継続に支障をきたした点。</p> <p>(2) また、それを改善するために工夫して取り組んだ点や特に力を入れたこと。</p>
<p>(1) 子どもの権利擁護委員が実際に行っている「学校における学習プログラム」等、子どもの権利に関する事業に参加した子どもたちに「子どもの権利擁護センター(仮称)」や「子どもの権利擁護の取組」についてのアンケートを取ることで、子どもの意見や思いを聴取り、事業運営に反映させていく。</p> <p>(2) 子どもの権利擁護センターに来所して相談できるだけでなく、区民ひろばやスキップ等子どもたちにとって親しみのある施設へのアウトリーチ型の相談対応を行うことで、子どもたちにとって相談しやすい環境を構築することを想定している。</p>	<p>(1) 「子どもの権利擁護センター(仮称)」設置後、区内小・中学校および区内高等学校の生徒に周知用の広報物等を配布したり、区内の子どもに関わる施設にも掲示・設置することで子どもたちに広く周知していく。</p> <p>(2) 「子どもの権利擁護センター(仮称)」に相談したことで、どのような結果になったのか(「悩みが解決して学校が楽しくなった。」や「話ができて気持ちが楽になった。」等)、プライバシー保護を施しつつ実際にあった事例・結果等を紹介することで、子どもたちの利用促進に繋げていくことを想定している。</p>	<p>(1) 新型コロナウイルス感染症の影響下で、子どもからの対面による相談が困難になることが想定される。</p> <p>(2) 対面による相談が困難な場合を想定し、メールや電話、ハガキ、さらにはオンラインによる相談受付等、様々な方法で子どもたちに切れ目なく対応できるよう「子どもの権利擁護センター(仮称)」の拠点環境を検討・構築していく。</p>

【子どもの権利委員会からの意見】

・これから権利擁護センターが始まり、児童相談所とはまた違う立場から子どもの権利を今後どうするかということ、児童相談所と子育て支援課、女性相談事業、権利擁護センターなどの関係機関と連携がうまく取れるとよいと思う。今後の取組みが進んでいったときに、そのプラス面も評価できるようになるとよいと思う。

●全体に対する意見

・実施可能かどうかを大人の都合で取捨選択していないかどうかということも、子どもの参加を大事に育てていくための大事な視点だと思う。大人が安易に評価をしていないかどうか、つまり、子どもが大人の意向を忖度した意見を言っていないかどうかを大人が意識して配慮し、どんな意見でもまず受け止めるということが、子どもの参加を進めて行くうえでは大事なところである。実施不可能であればその理由に子どもが納得しているか丁寧に対話しながら進めて行くことが必要である。

・全体に共通することとしては、意見表明の反映の手続き上でどういう配慮がされているのかということを確認していくこと。この事業はこういうタイプのお子さんが来られる居場所、この事業はこの世代のこういうニーズを持っているお子さんが来られる場所、といった、俯瞰図として考えてみると、小さい子どもには必ずしも意見表明はできないわけではないということ、ある特定の年齢層やタイプのお子さんのことが抜けていることも見えてくることもあるかもしれない。

・外国籍の親子が豊島区でも増えているが、外国籍の子どもへ向けた事業の項目がないので、早めに取り上げていく必要があるのではないかと思う。

令和5年度子どもの権利普及・啓発等の取組について

1. 令和5年度取組

広報物等の配付等	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの権利に関する条例のパンフレット及び、小学4～6年生向け学習パンフレットを区立小・中学校の児童・生徒に配布しているタブレットに配信 ・としま子どもの権利相談室のパンフレットを区立小・中学生に配布
情報発信	<ul style="list-style-type: none"> ・地域コミュニティアプリ「ピアッザ」、母子手帳アプリ「母子シモ」にマンガ版のパンフレットを配信 ・としまテレビで子どもの権利に関する条例と子どもの権利相談室をPR ・中央図書館の図書館展示にて、子どもの権利に関する書籍コーナーを設置 ・「広報としま」で子どもの権利に関する記事を掲載 ・庁舎内での展示による広報（「まるごとミュージアム」、「人権パネル展示」）
区立学校での取組	<ul style="list-style-type: none"> ・小学4～6年生向け学習パンフレットの活用 ・人権教育担当の教員（全小中学校）を対象とした研修会で「子どもの権利条例」について実施 ・若手教員育成研修（一年次）の人権教育研修の中で子どもの権利について実施 ・中堅教諭等資質向上研修の中で豊島区子どもの権利条例について実施
ワークショップ・講座等の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・としま子ども会議の実施 ・としま子ども大学「区長とティータイム」の実施 ・区立保育園及び区立小学校でCAPワークショップを実施（保育園2園、小学校1校） ・区民団体等を対象とした、子どもの権利への理解を深めるための出前講座を実施（年間2回） ・区立小学校にて「子どもの権利」学習プログラムを実施（年間7校） ・区職員を対象とした「子どもの権利特別研修」及びe-ラーニングを実施 ・子どもにかかわる施設職員を対象とした子どもの権利への理解を深めるための研修の実施（年間2回） ※子ども若者課人材育成G「子ども研修」

2. 令和6年度の取組予定

<p>広報物等の配布</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの権利に関する条例のパンフレット及び、小学4～6年生向け学習パンフレットを区立小・中学校の児童・生徒に配布しているタブレットに配信 ・子どもの権利相談室のカードを区立小・中学生に配布
<p>情報発信</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・中央図書館の図書館展示にて子どもの権利に関する書籍のコーナーを設置 ・「広報としま」へ子どもの権利に関する記事を掲載 ・「としま子ども月間」の際に庁舎内「まるごとミュージアム」にて出展 ・「としま子ども月間」の際に豊島区広報番組「としま情報スクエア」に出演し、子どもの権利を紹介 ・庁舎内で開催される「人権パネル展示」への出展
<p>区立学校での取組</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・小学4～6年生向け学習パンフレットの活用 ・人権教育担当の教員（全小中学校）を対象とした研修会で豊島区子どもの権利条例について実施 ・若手教員育成研修（一年次）の中で子どもの権利について実施 ・中堅教諭等資質向上研修の中で豊島区子どもの権利条例について実施
<p>ワークショップ・講座等の実施</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・としま子ども会議の実施 ・区立保育園でのCAPワークショップ実施 ・区民団体等を対象に子どもの権利への理解を深めるための出前講座を実施 ・学校における「子どもの権利」学習プログラムの実施 ・区職員を対象とした「子どもの権利特別研修」及びe-ラーニングを実施 ・子どもにかかわる施設職員を対象とした子どもの権利への理解を深めるための研修の実施 ※子ども若者課人材育成G「子ども研修」

としま子どもの権利相談室の運営状況について

1. 相談実績（R5.9月6日～R6.3月1日まで）

- 相談件数：26件(終結案件15件、継続案件11件)
- 他機関から「としま子どもの権利相談室」に繋がった案件：7件

(1) 性別

男	女	未回答
15	10	1

(2) 相談内容（複数に該当する場合は双方にカウント）

家庭問題	いじめ	虐待	行政対応	学校対応	友人関係	不登校	学習面	性被害	性の悩み	その他
13	6	5	3	8	4	1	1	1	1	1

(3) 初回の相談者（複数に該当する場合は双方にカウント）

本人	両親	母	父	他の機関	その他
14	1	7	4	5	0

(4) 初回の相談方法

電話	メール	対面	手紙	FAX
14	2	10	0	0

(5) 子どもの所属

未就学児	小学校			中学校			高校等			その他
	低学年	中学年	高学年	1年	2年	3年	1年	2年	3年	
3	2	4	6	3	0	2	3	0	2	1

(6) 終結パターン（15件）

助言・支援	他機関へつなぐ	是正要請
11	4	0

2. 令和6年度からの体制

令和6年度からの変更点

	子どもの権利相談員	子どもの権利擁護委員	電話相談日
現行	2名	弁護士、臨床心理士	火・水・金・土
令和6年度から	3名（採用中）	子どもの権利に関し優れた識見を有すると認める者	火・水・木・金・土

※土曜の運営については、相談員が3名揃い、ローテーションを組めるようになり次第、開始する予定

3. アウトリーチの状況

- 中高生センタージャンプ東池袋・長崎：それぞれ月1回
- 子どもスキップ目白：週に1回

4. 新たな普及・啓発の取り組み

(1) 広報用カードの作成（令和6年度に区立小・中学生および子どもにかかわる施設へ配付予定）



カードのイメージ（二つ折り）

(2) 「としま子どもの権利相談室」の愛称募集

「としま子どもの権利相談室」を身近に感じ、親しみをもってもらえるよう、子どもたちから愛称を募集。

愛称は、区立保育園児、区立小・中学生から募集する（募集期間：R6年5月上旬～6月上旬）

年	時期	動き
令和6年	5月初旬	校長連絡会・校長会 案件説明および協力依頼 保育園長会・スキップ所長会 案件説明および協力依頼
	5月上旬～6月上旬	愛称の募集（クロームブックおよび応募用紙で収集）
	6月中日～7月初旬	愛称候補の選定（各スキップで応募された愛称を数案に絞り込む）
	7月初旬～8月中旬	3～5案の中から投票で決める（クロームブック） ※「としま子ども会議」の参加者にも、愛称候補の意見を聞いてみる
	9月中	愛称決定（「としま子どもの権利相談室」活動報告会でお披露目予定）

(3) 「としま子どもの権利相談室」活動報告会の開催

令和5年度の「としま子どもの権利相談室」の活動報告会を区民向けに実施する。

★時期は9月頃を想定。「子どもの権利」の基調講演や相談室の愛称お披露目等をプログラムに盛り込む予定。

第4期豊島区子どもの権利委員会委員の運営について（案）

1. 目的（条例第31条）

豊島区子どもの権利に関する条例に基づく計画及び施策を検証する。

2. 職務（条例第32条）

- ①区長の諮問を受けて、子どもの権利保障の状況等について調査及び審議をすること
- ②調査・審議の結果を区長に答申し、制度の改善等を提言すること

3. 委員定数及び構成

（1）委員定数（条例第31条第2項）

10名以内をもって組織する。

（2）第3期委員構成（予定）

選出区分	人数
学識経験者	2
民生委員・児童委員	1
青少年育成委員会	1
小学校PTA	1
中学校PTA	1
区立小学校長	1
区立中学校長	1
公募区民	2
合計	10

4. 委員任期（条例第31条第3項）

委嘱の日から2年（令和6年4月1日から令和8年3月31日）

5. 会議回数

第4期では、概ね10回程度を予定（初回の会議は、令和6年4月末頃を予定）

6. 第4期の主な検討事項

（1）令和6年度

- ・「豊島区子ども若者総合計画」と一体として策定している「子どもの権利推進計画」の改定案の検討、としま子どもの権利相談室について

（2）令和7年度

- ・子どもの権利推進計画の実施状況の検証、としま子どもの権利相談室について